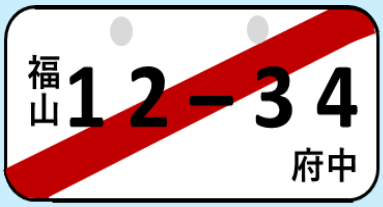
‘臨時運行許可’における注意事項

自動車臨時運行許可とは、**未登録自動車の新規検査・登録や車検切れ自動車の継続検査を受けるために運輸支局等まで運行する場合**など、運行目的・期間・経路を特定したうえで特例的に許可し、市町村などが臨時運行許可番号標を貸し出す制度です。

- **運行期間は、5日を限度として必要最小日数です。**【道路運送車両法第35条】
 なお、申請ができるのは、運行の始まりの日か、その前日です。
 ただし、土・日曜日、祝日等閉庁日の場合は、その直前の開庁日に申請できます。

- **申請は、府中市が運行経路（出発地、経由地、到着地）に含まれている場合に限られます。**
 申請には、自動車損害賠償責任保険証明書（原本）の提示が必要です。
 保険の加入期間が運行の期間中有効なものに限ります。



- **窓口に来られた方の本人確認書類の提示が必要です。**
 窓口に来られた方の本人確認書類の提示をしてください。
 また、申請者と窓口に来られた番号標の受領者（従業員等）が異なる場合、申請者の氏名または法人等の住所、連絡先に加え、窓口に来られた方の氏名、住所の記入が必要になります。

- **番号標と許可証の返却期限は、許可満了日から5日以内です。**
 許可期間満了日から5日以内に番号標と許可証を申請した窓口に返却してください。
 返却期限経過後も未返却の場合には、返却されるまで次回の許可を保留にします。

- **臨時運行は、検査の申請など限られた目的のための制度です。**
 車検切れの自動車やナンバープレートの付いていない自動車の試乗や認められていない目的での運行は許可できません。
 目的外運行は無車検運行となり、6か月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処せられることがあります。
 【道路運送車両法第4条、同法第108条】

※1両につき750円の手数料がかかります。

＼注 意 事 項／

詐欺その他不正な手段により臨時運行許可を受けた場合は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科される場合があります（道路運送車両法第107条）。

また、許可期間満了後5日を越えても返納がない場合は、6か月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処せられる場合があります（道路運送車両法第108条）。

虚偽その他不正の手段により臨時運行の許可を受け、または臨時運行許可証若しくは臨時運行許可番号標を不正に使用したことを発見したときは、直ちに臨時運行の許可を取り消し、その旨を臨時運行の許可を受けた者に通知するとともに、臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を回収します。**必要に応じて、警察署へ通報し、または告発する等の法的措置を講じます。**

▶ 裏面に根拠法令があります

ー　根拠法令　ー

道路運送車両法

（許可基準等）

第三十五条　前条の臨時運行の許可は、当該自動車の試運転を行う場合、新規登録、新規検査又は当該自動車検査証が有効でない自動車についての継続検査その他の検査の申請をするために必要な提示のための回送を行う場合その他特に必要がある場合に限り、行うことができる。

２　臨時運行の許可は、有効期間を附して行う。

３　前項の有効期間は、五日をこえてはならない。但し、長期間を要する回送の場合その他特にやむを得ない場合は、この限りでない。

４　行政庁は、臨時運行の許可をしたときは、臨時運行許可証を交付し、且つ、臨時運行許可番号標を貸与しなければならない。

５　前項の臨時運行許可証には、臨時運行の目的及び経路並びに第二項の有効期間を記載しなければならない。

６　臨時運行の許可を受けた者は、第二項の有効期間が満了したときは、その日から五日以内に、当該行政庁に臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を返納しなければならない。

第百七条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　詐偽その他不正の手段により、第三十一条ただし書、第三十四条第一項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条の二第一項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）、第六十条第一項、第六十二条第二項（第六十三条第三項（第七十一条第七項において準用する場合を含む。）及び第六十七条第四項（第七十一条第八項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十条、第七十一条第二項若しくは第四項又は第七十一条の二第一項の規定による許可その他の処分を受けた者

二　第二十九条第一項、第三十一条、第九十四条の五第四項（第九十四条の五の二第三項において準用する場合を含む。）又は第九十四条の五第五項の規定に違反した者

三　第九十四条の二第二項において準用する第七十八条第二項の規定による業務の範囲の限定に違反した者

四　第九十四条の五第一項の規定による自動車検査員の証明がないのに保安基準適合証又は保安基準適合標章を交付した者

五　第九十四条の五の二第一項の規定による自動車検査員の証明がないのに限定保安基準適合証を交付した者

六　第九十四条の八第一項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止の処分に違反した者

七　第九十六条の十三（第九十六条の十九において準用する場合を含む。）の規定による情報処理業務又は情報提供業務の停止の命令に違反した登録情報処理機関又は登録情報提供機関の役員又は職員

第百八条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第四条、第十一条第五項、第二十条第一項若しくは第二項、第三十五条第六項、第三十六条、第三十六条の二第七項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二第七項、第五十八条第一項、第六十九条第二項又は第九十九条の二の規定に違反した者

二　第五十四条第二項又は第五十四条の二第六項の規定による処分に違反した者